大口町告示第131号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、告示の日から2週間(ただし、大口町の休日を定める条例(平成元年大口町条例第19号)第1条第1項各号に規定する町の休日を除く。)産業建設部建設課において一般の縦覧に供する。

令和元年12月10日

大口町長 鈴木雅博

道路の区域変更

路線番号	路線名	区間	変更前後 の別	敷地幅員(m)	延長 (m)
787	下小口 87 号線	余野六丁目 136 地先から	変更前	3.0 ~3.1	77. 7
		竹田一丁目 25 地先まで	変更後	4.0~4.0	77. 7

